



令和5年9月26日

亀岡市議会議長 菱田 光紀 様

発議者 総務文教常任委員長 松山 雅行

意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

## 再審制度の審議促進を求める意見書（案）

再審制度は、刑事訴訟法第435条に定めるとおり、「有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のため」存在し、特に近年国民の関心の高い冤罪を防ぐ観点からも、重要な制度です。

こうした観点から、平成28年に成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第9条第3項においては、再審制度の在り方について検討することが求められております。

有罪の判決を受けた者の利益の保障と、実体的真実の発見及び適正手続の保障という司法における重要理念の双方が法令等により担保され、よって適正な審判と法執行を希求するという視点は重要ですが、一方、通常審と再審請求審とのそもそもの手続構造の相違など、多くの議論すべき点があります。

国民の権利と自由を守るためにも、新しい時代の刑事司法制度の確立に向け、これまで以上に十分闊達な審議がなされることを期待します。よって、国においては、関係各界とも協力し、再審制度のよりふさわしい在り方について議論を深めていただくよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月 日

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
法務大臣		

亀岡市議会議長 菱田 光紀